

平成十八年十月四日提出
質問第四一號

「国際人權規約」報告書の提出経緯に関する質問主意書

提出者 高井美穂

「国際人権規約」報告書の提出経緯に関する質問主意書

わが国が一九七九年に批准した「国際人権規約」のうち、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（いわゆるA規約）、および「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（いわゆるB規約）については、それぞれ数次にわたり政府報告や、政府回答が国連人権委員会の担当委員会あてに提出されている。そこで、以下のとおり質問する。

一 「政府」の定義について示されたい。また、前述の「政府報告」「政府回答」などの場合の「政府」とは、事務レベルのものでも「政府」とすることが適切なのか。例えば、一事務官が出す文書でも「政府」と標記することは可能なのか。

二 前述の報告および回答の提出経緯について、本年六月二十日、電話での質問に対し、外務省人権人道課は「これまでは事務レベルでまとめたものを在ジュネーブ総領事館に送り、直接国連人権委員会に提出していた」「外務大臣、事務次官などの決裁は得ていなかった」と回答しているが、あらためて提出の経緯を明らかにされたい。

三 前述の報告および回答が、あくまで事務レベルで処理されていたとすれば、わが国の国際的な約束事に

関する事項の処理としてあまりにずさんではないか。また、それを看過していた政府に責任はないのか。

四 それぞれの報告、回答の責任者はだれなのか。

五 「A規約」については、「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」に対し「第三回報告」を本年六月三十日までに提出することとなっており、その作業が遅れていることは先の国会に提出した「国際人権規約に対するわが国の取り組みに関する質問主意書」の答弁でも明らかだが、今後同報告書の提出にあたって、政府としてどのレベルまで決裁をあげ、内容を吟味するつもりなのか、方針を示されたい。

六 また、前述の質問主意書「三」において報告期限に間に合わないことについて「期限を守れないことについて、政府としてどう考え、国連等に対して説明するのか示されたい」と質問しているが、「国連等に対する説明」について回答がなされていない。改めて回答いただきたい。

右質問する。